

＜令和7年度 募集要領＞

三豊市省エネルギー設備導入等 支援事業補助金



三豊市では、中小企業者が実施する「省エネ診断」及び「省エネ設備」の導入等に係る経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。

エネルギー価格高騰対策及び温室効果ガス排出量の削減を図るため、積極的にご活用ください。

○募集期間

令和7年6月2日（月）～令和8年1月16日（金）

※予算額の上限に達した場合は受付を中止します。

【予定件数】
20件程度

○補助事業の概要

対象事業者

- ・市内に事業所を有する中小企業者であること。
中小企業法第2条第1項に規定するもの。
個人事業主も対象です。
- ・市税等（延滞金を含む。）の滞納がないこと。
- ・本事業の補助金の交付を受ける経費について、国、他の地方公共団体又は公共的団体等から補助金等を受けていないこと。
- ・補助事業者が暴力団等の反社会的勢力の構成員ではないこと。

補助対象経費

【省エネ診断】

診断費、算定費、専門家の派遣に係る費用等の自己負担額

【省エネ設備の更新費用及び設備改良費用】

交付申請の日から前3年以内に、診断実施機関から報告を受けた省エネ診断の結果に基づく省エネ設備の設計費・設備費・工事費（既存設備の撤去・処分費含む。）

補助率

補助対象経費の2/3（千円未満切り捨て）

補助上限額

100万円（市脱炭素経営認定事業者の場合は150万円）

事業期間

申請日 ～ 令和8年2月20日（金）まで（支払いまで完了していること）

お問い合わせ・書類提出先

三豊市 市民環境部環境衛生課 脱炭素推進室

〒767-8585 三豊市高瀬町下勝間2373番地1

TEL:0875-24-8445 E-mail: kankyou@city.mitoyo.lg.jp

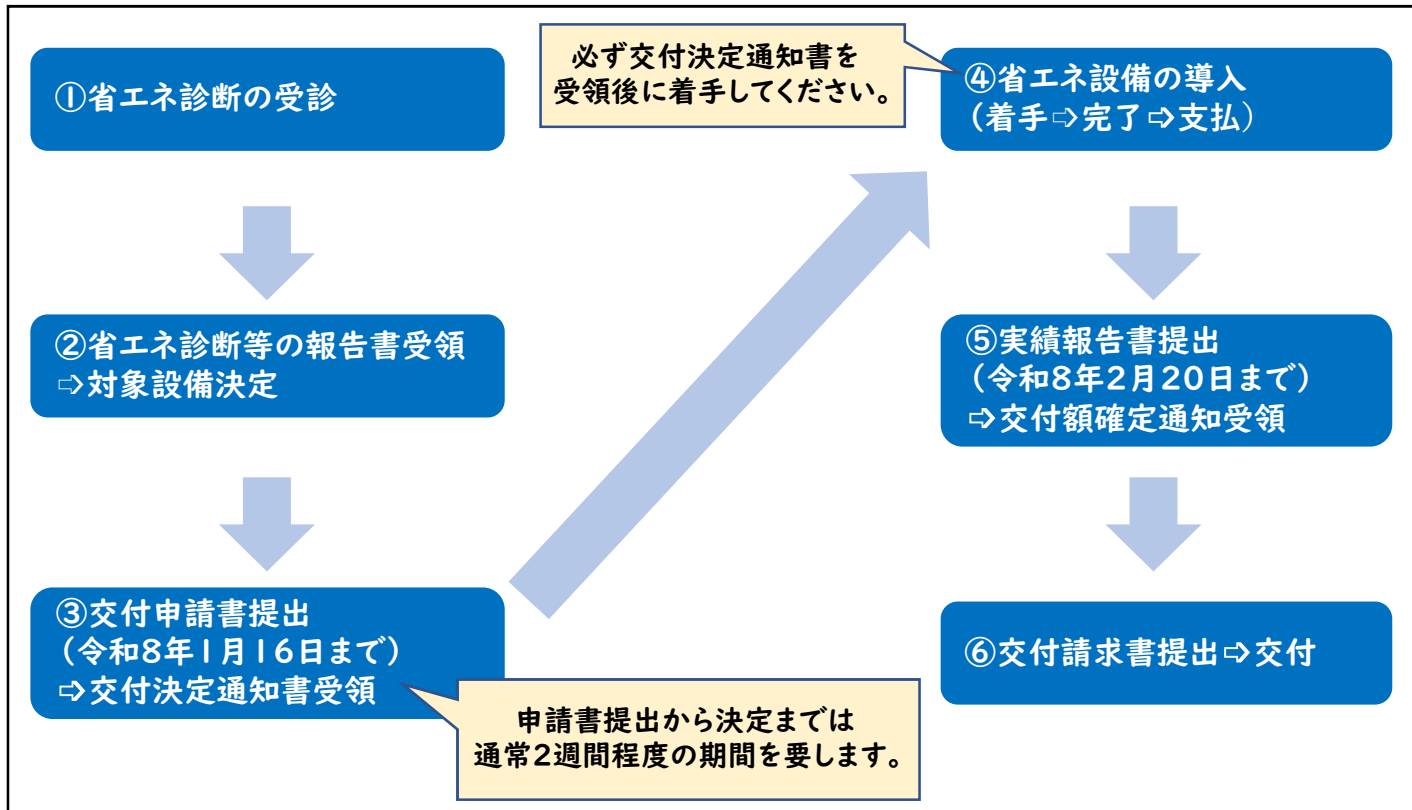
省エネ診断の結果に基づいて導入する次のような設備が対象です。

(例) 既存の蛍光灯をLED化

既存の空調を高効率なものに変更 など

○申請の流れ

申請のフローについては次のとおりです。



○省エネ診断について

省エネ設備の導入は、事前に省エネ診断を実施し、その報告書に記載のある省エネ関係設備の導入を支援します。下記に記載の診断以外を受診する場合や過去3年以内に他の診断を受診された事業者は、事前に脱炭素推進室まで確認をお願いします。

問い合わせ先等	名称	詳細について	
(一社)環境共創 イニシアチブ TEL0570-000-680	ウォークスルー診断	(HP) https://shoeneshindan.jp/	
	IT診断		
	伴走支援		
(一財)省エネルギー センター TEL03-5439-9732	省エネ最適化診断	(HP) https://www.shindan-net.jp/service/shindan/	

令和6年度補正 中小企業等エネルギー利用最適化推進事業費
(地域エネルギー利用最適化・省エネルギー診断拡充事業)

設備を診断して光熱費削減

省エネ診断



省エネの専門家が工場・ビル・店舗等のエネルギーの使用状況を把握し、
省エネ出来る改善項目の提案をします。
また希望に応じて、省エネお助け隊やその他診断機関が実施した省エネ診断
結果を基に、省エネ取組と一緒に進めていくためのサポートをします。

※価格は税込みです。

① ウォークスルー診断

設備の管理状況を診断し、エネルギーの無駄遣いや省エネにつながるヒントを見つけ、コスト削減の提案をします。



5,720円～48,840円
※診断を希望する設備の規模や設備台数、
年間のエネルギー使用量等に応じて変動

② IT診断

計測機器で取得したデータを活用し、
設備やプロセスごとのエネルギー使用
状況の見える化、分析等を行い、
省エネ対策を提案します。

22,000円～55,000円程度
※支援内容に応じて設定、最大220,000円



③ 伴走支援

更新設備の最適仕様の調査、補助金等の
申請サポート、省エネ・再エネ取組の
定着支援等、幅広いサポートをします。



11,000円～22,000円程度
※支援内容に応じて設定、最大48,840円

支援
活動
の流れ

お申込み

特設WEBサイトから
お申込み

事前ヒアリング

貴社のニーズや支援活
動に必要な情報を確認
※ 貴社が希望する支援内容と異なります

支援活動実施

現地で専門家による
支援活動を実施
※ 複数回実施する場合があります

報告会

診断・伴走支援の報告
をもって支援活動完了

■省エネ診断・伴走支援を受けた方々の声

- 専門家の視点での確かなアドバイスをもらい、今後の省エネ取組のイメージが持てた。
- 投資0円ですぐに始められる省エネ提案もあり、取組みやすかった。
- 補助金申請の相談にも気軽に乘ってもらえた。
- 現状の取組みの定量的な評価により、何に注力して取組むべきか明確になった。

一般社団法人
si 環境共創イニシアチブ
Sustainable open Innovation Initiative

■ 料金 (税込)

まずは気軽に診断を受けてみたい方におすすめ！

ウォークスルー診断

①設備単位プラン

設備単位プラン
※最大2設備まで組合せ可能です

ご負担額 (税込)
5,720円/設備

設備単位プランの対象設備



②工場・事業所全体プラン

診断プラン	ご負担額 (税込)	年間エネルギー使用量	延床面積	事業所の規模
300kl 診断プラン	15,290円	300kl以下	1,000㎡以下	—
1,500kl 診断プラン	21,010円	300kl超 ～1,500kl以下	1,000㎡超 ～2,000㎡以下	2棟以上又は 4階建て以上
3,000kl 診断プラン	26,840円	1,500kl超 ～3,000kl以下	2,000㎡超 ～5,000㎡以下	3棟以上又は 7階建て以上
カスタム 診断プラン	26,840円超 ～48,840円	3,000kl超	5,000㎡超	4棟以上又は 10階建て以上

年間エネルギー使用量/延床面積/事業所の規模は、いずれか1つを満たしていれば当該プランをご利用いただけます。
詳細は診断機関にお問い合わせください。

IT診断

データを活用して、効果的な省エネ
対策を実施したい方におすすめ！

ご負担額
(税込)

22,000円～55,000円程度
(最大220,000円)

伴走支援

省エネ診断後も継続的にフォローを
受け、確実に成果を出したい方に
おすすめ！

ご負担額
(税込)

11,000円～22,000円程度
(最大48,840円)

診断を受けられる事業者

以下のいずれかに該当する事業者は、省エネ診断を受診することができます。

- 中小企業基本法に定める中小企業者
- 会社法上の会社に該当せず、前年度もしくは直近1年間のエネルギー使用量（原油換算値）が1,500kl未満の事業所(※)
- ※ 会社法上の会社以外とは、「社会福祉法人」「医療法人」「学校法人」「特定非営利活動法人（NPO法人）」「協同組合」等をいう。

省エネ診断・伴走支援の詳しい情報・お申込みはこちらから！

詳細URL

<https://shoeneshindan.jp/>

ナビダイヤル

0570-000-680 ※IP電話からのお問い合わせ 042-303-0413

受付時間：10:00～12:00、13:00～17:00（土日祝日を除く）



省エネ最適化診断

『コスト削減』と『脱炭素化』の同時達成

『省エネ』は最も脱炭素化に有効な手段ですが、省エネ最適化診断は更に一歩進め、『省エネ診断』による使用エネルギー削減に加え、『再エネ提案』を組み合わせることで、脱炭素化を更に加速する支援サービスです。

省エネ最適化診断の特徴

3つの
ステップで
ご支援

省エネ診断
+
再エネ提案

改善提案の
ご説明

フォローアップ

●省エネの徹底
●再エネの導入
●IoT/AIの活用

診断及び提案項目

- 設備・機器の最適な使い方
- メンテナンス方法の改善による省エネ
- 温度・湿度など設定値の適正化
- 高効率機器への更新
- 排熱等エネルギーロスの改善、有効利用
- 太陽光発電など内エネ設備導入提案

診断結果のご説明

- 経営層やエネルギー管理者の方に、提案内容や実施方法について丁寧にご説明
- 提案内容による改善効果
エネルギー削減量、コスト削減額、CO₂削減量
 - エネルギー管理に関するアドバイス

診断を受けられる事業者とは

以下のいずれかの条件に該当する場合が対象

- 中小企業者(中小企業基本法に定める中小企業者)
中小企業者で年間エネルギー使用量(原油換算値)が1,500kL以上の事業所である場合、以下を除く
※1 ①資本金又は出資金が5億円以上の法人に直接又は間接に100%の株式を保有される(小・小規模事業者) ②、資本金又は出資金が5億円以上の法人が中小企業に該当する場合に該当しない。
③最近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超える(小・小規模事業者)
- 会社法上の会社に該当せず、年間エネルギー使用量(原油換算値)^{※2}が、原則として100kL以上1,500kL未満の工場・ビル等^{※3}
(但し、100kL未満でも、低圧電力、高圧電力もしくは特別高圧電力で受電している場合は可)
※2 年間エネルギー使用量(原油換算値)は、令和4年4月施行の改正省エネ法で規定いたします。(非化石エネルギー含む)
※3 工場・ビル等には「社会福祉法人」「医療法人」「学校法人」「特定非営利法人(NPO法人)」等中小企業団体等以外の団体等も含まれます。
尚、診断件数は原則1事業者1件ですが、中小企業庁が実施している「省エネ診断計画」認定企業(中小企業)は優遇措置として2件可能です。
また、ビルと工場等用途が異なる場合は、複数の申し込みも可能ですので、詳細は省エネ診断事務局までお問い合わせください。

診断の流れ

- 診断を希望される工場・ビル等の電気や燃料の使用状況に合った診断メニューをお申込みいただきます。
- 現地診断は1日で行い、診断結果を報告書にまとめ、その内容は診断結果説明会^{※4}にてご説明いたします。

省エネ最適化診断の流れ



診断メニュー

	診断内容	年間エネルギー使用量(原油換算値)	診断費用(税込)
小規模診断	専門家1人で診断するメニュー(説明会無し) ※3 説明会を希望する場合はA診断で申込	100kL未満	7,920円
A 診断	専門家1人で診断するメニュー(説明会もセット)	300kL未満	10,670円
B 診断 ^{※4}	専門家2人で診断するメニュー(※4 企業に専門員1人で対応)	300kL以上1,500kL未満	16,940円
大規模診断	事前打合せ後、専門家2人で診断するメニュー (事前打合せ及び説明会も専門家2人で対応)	1,500kL以上	25,850円

※4 小規模診断メニューでは、診断結果説明会はありません。診断日に改善提案の機会をご説明いたします。
※5 300kL未満でも工場・ビルや大規模な設備、熱を利用する設備を多数保有する事業者、比較的大きな事業所等。
※6 診断メニューは必ずしも診断結果説明会の活用を必要としない場合があります(小規模診断を除く)。従って、診断結果説明会は実施していただきます。
※7 専門家2名による診断については、ご依頼いただく必要はありません。
※8 「省エネお助け隊」は、全国各所の省エネ支援事業者が地域の専門家と協力して作る「省エネ支援の要」です。
尚、掲載は状況等について、事前にお伺いいたします。

省エネ最適化診断の4つのメリット

その1

費用のかからない省エネ改善
・省エネ最適化診断は、費用のかからない運用改善による省エネ提案が約4割
・エネルギー価格が高騰している今、経営改善に直結した即効性のあるコスト削減が期待できます。



その2

脱炭素化に向けた各種アドバイス

・脱炭素化は企業経営にとっても必要不可欠な課題
・経済性が向上した自家消費型太陽光発電設備の導入提案をはじめ、脱炭素化に向けた様々なアドバイスを実施します。

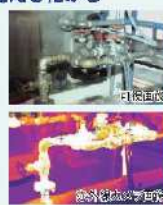


(当所)2024年度「省エネ診断計画」認定企業様

その3

省エネの第一歩はムダの見える化から

・省エネ最適化診断では、様々な角度から、エネルギーの「ムダ」を見える化します。
①同業他社との比較
省エネセンターの蓄積したデータを利用して同業他社との比較ができます。
②測定器を使った見える化
赤外線カメラ等を使い、エネルギーの漏れを見える化します。



(当所)2024年度「省エネ診断計画」認定企業様

その4

国の省エネ設備補助金等の利用にプラス

・省エネ最適化診断を受診した場合、設備更新の有効性が示されることから、下記、省エネ設備導入補助金で加点評価の対象となります。
①令和6年度補正予算
「省エネルギー投資促進支援事業費補助金」
②令和6年度補正予算
「省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金」



産業用・商業用ヒートポンプ等

ステップアップ診断

省エネ最適化診断を
更にステップアップ

ステップアップ診断の特徴

- 省エネ最適化診断実施後、更に深掘りした診断ニーズある場合に受診できます。
計測データ等を利用することで、これまで気付かなかったエネルギー利用のムダを見える化します。

診断を受けられる事業所とは

- 令和4年度(2022年度)以降に「省エネ最適化診断」を受診している事業所で、以下の条件に合致する場合に受診可能です。
(1)EMSデータ、スマートメーター等、事業者が保有するデータ活用が可能、または計測によるデータ採取が可能なこと。
(2)計測結果について、国の省エネ診断計画に利用することについて協力が得られること。

診断テーマ(例)

- 「固定エネルギーの削減」「生産プロセスと連携した省エネ」「エネルギー使用システム全体の最適化」等
上記に亘る「省エネ」に有効と判断できれば、どんなテーマでも対象となります。

ステップアップ診断の流れ

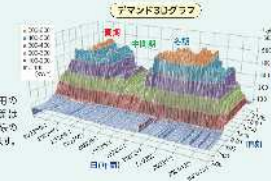


診断メニュー

診断メニュー	診断内容	診断費用(税込)
--------	------	----------

ステップアップ診断 事前調査+計測+現地診断+診断結果説明会 16,940円

※1 計測は無料です。ただし測定を希望する設備改造などは貴事業者で負担いただきます。
※2 費用内容にもよりますが、「事前調査」から「結果説明会」まで約3〜4ヶ月程度を予定しています。
※3 診断は当センターの専門家が行いますが、計測業務は当センターが契約した計測会社が実施します。



お問合せ先

省エネ最適化診断
省エネ診断事務局
TEL:03-5439-9732
FAX:03-5439-9738
Email:ene@eccj.or.jp

お申し込みはこちら▶



ステップアップ診断

ステップアップ診断事務局
TEL:03-5439-9733
FAX:03-5439-9738
Email:stepup@eccj.or.jp

お申し込みはこちら▶



〒108-0023 東京都港区芝浦2-11-5 五十嵐ビルディング 受付時間10:00〜12:00、13:00〜17:00(土、日、祝日を除く)

○交付申請時の提出書類（提出書類のチェックにご利用ください）

【5】

☒	提出書類	備考
☐	補助金交付申請書	様式第1号
☐	事業計画書	様式第2号
☐	収支予算書	様式第3号
☐	収支予算書に計上した経費に関する見積書等の写し	省エネ診断の費用を対象経費とする場合には、省エネ診断の見積書等も添付すること。
☐	診断実施機関の発行する省エネ診断の報告書の写し	
☐	省エネ設備の導入を行う物件の概略図	配置図等、おおむねの配置が分かれば様式は問いません。
☐	省エネ設備の導入を行う物件の現況カラー写真	対象設備が全て写っていること。 複数枚可。
☐	市税等（延滞金を含む。）の滞納がないことを証明する書類	市税完納証明書（市役所税務課で取得） ※発行から3ヶ月以内のものに限る。
☐	法人の登記事項証明書 ※法人か個人か、本社が市内にあるかどうかで書類が異なります。	○本社が市内にある法人の場合 ・法人登記履歴事項全部証明書 ※発行から3ヶ月以内のものに限る ○本社が市外にある法人の場合 法人市民税の申告書及び納付書 ※直近のもの ○個人事業主の場合 個人事業の開業・廃業等届出書 ※税務署の受付印の押印されたもの 又は、直近の確定申告書第一表の写し ※税務署の受付印の押印されたもの
☐	誓約書	様式第4号
☐	債権者登録申出書	登録がない場合
☐	その他必要な書類	必要に応じて追加資料を求めることがあります。

○交付申請書類の留意事項

- ・補助金交付申請書（様式第1号）に必要書類を添付して提出してください。
- ・提出された申請書類は返却しません。申請書類は、写しを必ず保管してください。

○補助金交付決定

- ・補助金の交付決定は補助事業者及び補助事業を決定したもので、事業完了後の最終的な補助金交付額を決定・保証するものではありません。
- ・交付決定を受けた事業を変更・中止する場合は、変更承認申請書（様式第6号）により承認を受ける必要があります。

☒	提出書類	備考
☐	補助金実績報告書	様式第9号
☐	収支決算書	様式第3号
☐	補助対象経費に係る契約書の写し	契約書がない場合は、注文書及び注文請書の写し。 （省エネ診断においては請求書の写し）
☐	補助対象経費の支払いを証明する書類	請求書又は納品書及び領収書、銀行への振込依頼書又はオンライン振込の画面印刷。
☐	省エネ設備の導入に係る竣工図面	物件の概略図、配置図
☐	省エネ設備の導入状況を示すカラー写真	対象設備が全て写っていること。複数枚可。
☐	省エネ設備の導入に係る納品書の写し	型式が確認できるもの
☐	その他必要な書類	必要に応じて追加資料を求めることがあります。

○実績報告書の提出

- ・事業終了後、速やかに補助金実績報告書（様式第9号）に必要書類を添付して提出してください。
- ・提出された実績報告書等に基づき、審査を経て、補助金額が確定します。
- ・提出された報告書類は返却しません。報告書類は、写しを必ず保管してください。

○請求書の提出

- ・補助金額の確定後、補助金交付額確定通知書（様式第10号）を送付します。
- ・通知内容に基づき請求書（様式第11号）を作成し、提出してください。
- ・請求書受領後、補助金を交付します。

○その他

- ・補助事業者は、補助事業の実施に関し必要な事業記録簿、金銭出納簿その他帳簿を備え付け、証拠書類とともに整備し、補助事業の完了した日に属する会計年度の終了後5年間保存する必要があります。
- ・国、県、市町及び各種産業支援機関等が実施するほかの制度（補助金等）の支援を受けている場合、経費の重複を確認するため、該当機関に確認を行う場合があります。
- ・補助事業により導入された設備を処分しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書（様式第12号）を市に提出し、承認を受けなければなりません。未承認のまま財産処分が行われた場合、交付した補助金の全部について返還しなければなりません。
- ・補助事業者は、補助事業により導入した設備の導入月の翌月から1年間、使用状況報告書（様式第14号）を提出しなければなりません。

＜令和7年度 募集要領＞

三豊市省エネルギー設備導入等 支援事業補助金 Q&A



1. 省エネ診断の受診は必須ですか？

必須の要件としています。申請の際には、省エネ診断の報告書を添付して提出していただきます。

2. 省エネ診断はどれくらい時間がかかりますか？

専門家が現地確認して報告書を作成します。1ヶ月～2ヶ月半かかることもありますので、お早めに手続きをお願いします。

3. 省エネ診断は無償で受けられますか？

有料です。各診断により料金は異なりますので、各機関のHP等からご確認ください。なお、診断費用も補助の対象経費となります。

4. 複数の省エネ診断が提示されているが、どの診断を受ければよいですか？

市の提示している診断であれば、どの省エネ診断を受けられても問題ありません。掲示している診断機関以外の診断を受ける場合や過去3年以内に他の診断を受けた方は、脱炭素推進室までご確認ください。

5. 市脱炭素経営認定事業者とは何ですか？

令和7年度から市内の中小企業者による脱炭素経営の促進を目的とし、「脱炭素事業者認定制度」を開始しています。

自社の前年度の二酸化炭素排出量を算定し、2030年度までの削減目標を設定するとともに、その達成に向けた具体的な計画策定して市へ申請してください。市が申請内容を審査し、適当であると認めた場合、「脱炭素経営事業者認定証」を交付します。

また、認定事業者となった場合は、本補助金の上限額が従来の100万から150万円へ加算されます。

認定制度の詳細については市ホームページをご確認ください。

市ホームページはこちら



5. 物件の概略図とは何ですか？

建物内のどの部分に設置するものかが分かるものを提出してください。平面図等があればその写しに設置場所を記載してください。無い場合は、概ねの建物の形状、設置個所を示していただければ様式等の指定はありません。

6. 写真はどのように撮影したらよいですか？

交付申請時には、現行の設備を撮影してください。実績報告時は補助事業で設置した新しい設備を撮影してください。

設備については補助対象としている設備全てを漏れの無いように撮影してください。

なお、実績報告時には、物件の概略図の設置数＝写真の設置数＝納品書の設置数の一致を確認し、概略図、写真及び納品書に設備ごとの番号を付してください。

7. 交付決定を受けたがいつまでに報告すれば良いですか？

設備導入及び支払いまで完了させたとえ、令和8年2月20日（金）までに実績報告書をご提出ください。